

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

平成21年大口町教育委員会10月定例会議

平成21年10月29日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

認定第9号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

日程第5 協議事項

- (1) 明日の学校づくりについて
- (2) 大口町指定文化財の指定について

日程第6 連絡事項

- (1) 行事予定について

日程第7 その他

出席委員

委 員 長	丹 羽 茂 文	職 務 代 理 者	吉 田 哲 也
委 員	服 部 真由美	委 員	丹 羽 孝 子

説明のため出席した者

教 育 長	長 屋 孝 成	生涯教育部長	三 輪 恒 久
生涯教育部参事兼 学校給食センター所長	鈴 木 一 夫	学校教育課長	近 藤 孝 文
参 事 兼 生涯学習課長	松 浦 文 雄	町立図書館長兼 歴史民俗資料館長	櫻 井 敬 章
学校教育課主幹 兼 指 導 主 事	加木屋 直 規	学校教育課長補佐	松 井 宏 之
学校教育課主任	田 中 順 一		

◎開会

○近藤学校教育課長 おはようございます。

部長が急用で出かけておりますが、お時間になりました。

ただいまから、教育委員会10月定例会を始めさせていただきます。

最初に、委員長さんの方から御報告よろしく申し上げます。

◎日程第1 委員長報告

○丹羽委員長 改めまして、おはようございます。

報告ということで、一昨日の10月の事務協の報告をさせていただきますけれども、そのときの会長さんのごあいさつでも、やっぱり開口一番インフルエンザという話がありまして、私も28日の厚労省の発表で、24日の週、先週の1週間、1万4,000件ぐらいの保育所、幼稚園、小・中学校、高校で休校、学級閉鎖、それから学年閉鎖があったという新聞記事を見まして、その前の週は八千ちょっとで、一気に前週の6割アップしたと。それで初めて1万件を軽く突破したという記事を見ました。その中でも、小学校で8,500ぐらいと覚えていたんですけど、中学校で4,000件ぐらいということで、8割強が我々の関係する小・中学校で起きて、これはえらいことになっておるんだなあと思いました。このえらいことが学校関係だけじゃなくて、我々仕事をやっていますと、製造業ばかりじゃなくてサービス業も含めてすべての業種に、例えばトヨタ自動車とか松下電器、パナソニックだとか大手の業界一流企業は、インフルエンザBCP（ビジネス・コンティニューイティイー・プラン）といって、事業継続計画ということで、インフルエンザに対してどういう予防対策をとって、インフルエンザになったときにどう回復措置をとるのかということで、結構仕入れ先から全部集めて1日ぐらいの教育を、私も一遍パナソニックの関係で1日6時間ぐらい聞いてきましたけれども、例えばパナソニックの春日井の工場を一個とりますと、西門、東門、北門とあったのを、全部門を一つに集約して従業員の入退室を全部サーモグラフィーで管理して、守衛さんも、業者が来るのは申しわけないけど、飛沫がかからないようにガラス越しにして、今までだったらドアをあけて「はい、いらっしゃい」とか言って入門証を書いたりしていましたが、もうガラス越しでやっている。それから、昼飯の食堂なんかになると、今までは狭いから2,000人か3,000人を3回ぐらいに分けていたのを、6回とか8回に分けて対面で食わないように、要するに大きなテーブルなんだけれども、片側に並べて食えるようにということで、半分ずつに分けて、本当はおしゃべりをして、わいわいやりながら昼のランチを食いたいなあと思うんですけども、飛沫が飛ばないようにとか、そういう予防対策をすごくやってみえるなあということです。基本的には、学校も休校や学級閉鎖がありますけれども、企業も事業閉鎖だとか工場閉鎖だとか、例えばアピタが3日間休みま

すとなったら、すごい大変なことだということを知ってきまして、今の事業時数の減少ということで影響が出ているという話もこの間聞きましたけれども、一番大事なのは、各企業で最前線で頑張っている30代、40代の男女の就業者のお子さんが小・中学校生なんですね。そこでうつってきて家庭に持ってこられると、お父さんやお母さんがインフルエンザ、今大きい会社は、家族の中にインフルエンザが出たら3日間出社停止というのがどこの企業でもあるそうでして、そうすると、会社へ出て行けない人がいっぱいになったら、会社の事業が継続できていないということで、反対に事業時数の確保ばかりじゃなくて、我々はこの小・中学校のインフルエンザ予防と、それから火を消すということが、日本全体というか経済活動をきちっと維持して継続していくためにも大変なことなんだなあということを知って、この間松下さんの勉強会で、小・中学校のインフルエンザが学級閉鎖というのを3面記事で見ているだけじゃなくて、経済活動にすごい大きな影響を与えたりするんだなあということを知りました。

そういうことで、大口町なら大口町の身の丈に合った予防対策だとか、復旧対策とかいろいろあると思いますけれども、皆様よろしく御協力をお願いします。

ちょっと報告になりますので、座ってやらせていただきます。

10月の事務協の報告を簡単にさせていただきますと、あと、もしありましたら教育長の方で補足してください。

まず協議事項として、この時期ですので、人事の異動方針についての議案の上程がありました。これ、資料は渡っていますね。いつもと同じような、例えば10年間マックスだよとか、新任は7名がマックスだよとか、校長先生と教頭先生が同時に異動してはだめだよとかいうことでしたので、皆さんほとんど出てみえますので、御存じだと思いますけれども、そういう22年度の人事の方針についての議案の承認が一つありました。

それから、もう一つ対応の重点目標と事業計画というのが上程されてきて、それも承認ということで、あと、それに対する予算というのが前年度と一緒に269万5,000円で、前年度と一円も変わらずに、中で1万円や2万円は項目によってはありますけれども、同じ予算ということでした。

以上、協議事項の議案は三つありました。

それからあと報告事項ということで、いつものように尾張教育事務所さんから、所長の方からは、ちょっと不祥事の件で、よく新聞でも見られると思いますけど、不祥事の件が前年に比べてすごく早いペースで増加傾向にあるということで、警告を発してみえました。それから、あと人事の件でお願いということで、若手とか女性の登用を積極的に進めてほしいという話と、やっぱりこの経済環境の中で危惧をされていたのが、こういう経済環境の中で進学をあきらめる、途中で私学の学費が払えなくなって高校をやめちゃうとか、大学進学をあきらめるという

ような学生が結構顕著に見られるというようなことを言ってみえました。

それからあと次長さんから聞いたのは、ちょっと専門的な話が多かったものですから、割愛させていただきます。

あと、インフルエンザについての話がちらっとありまして、教育長とも話しておったんですけども、治ったときの学校へ出てきてもいいよというのは、大口町は保護者の、うちの子は治りましたので学校へ行かせますというような文書でとってみえるそうですけれども、愛知県の教育委員会からの通達で、大分前に出たんです、7月に。医師会から出たと思うんですが、今はどこの内科も待合室がいっぱいだと思うんですけれども、治癒証明書をもらいに来ただけの保護者がいて、事務とか診療だとか受け付け業務だとか、後の支払い業務にも支障を来すと、そんなので来ると。だから、学校法というのか、その法にも、治癒証明書をもらわないと学校に感染症にかかった場合には出てはならないという法的拘束はないから、申し合わせとして各市町自由にやっていただいてもいいんですけども、治癒証明書の発行はやめます。それで、不要だから請求しないようにしてほしいと、診療に影響が来るからというお話がありました。

それから、休校とか学級閉鎖とか学年閉鎖の目安が10%という話がありましたけれども、これは運用で3割とか2割とか弾力的にという言い方をされましたので、各町では教育委員会で弾力的に運用して、何しろ10%超えたら休校とか学級閉鎖とか学年閉鎖とかというふうにしないでくださいというような、インフルエンザに対してはお話がありました。

それから、さっき言いました授業時数の、後で御報告があると思いますが、この間教育長に聞いたら、月曜日から火曜日に1日で100人ぐらい大口町の四つの小・中学校で休む人がいるということですから、授業時数の減少というのを危惧してみえました。先ほど私冒頭のあいさつで言いましたように、みんなが休むからクリアできないというお話がありました。こんなことがあります、一応簡単でございますけれども、この間の事務協の報告、それから開催のあいさつにかえさせていただきます。

あと補足は教育長にお願いします。以上でございます。

◎日程第2 教育長報告

○近藤学校教育課長 ありがとうございます。続きまして教育長の方から。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

事務協の報告、今委員長さんからのお話のとおりでございます。特にインフルエンザの件につきまして、今まで学校安全保健法にのっとって学級閉鎖とか学年閉鎖、学校閉鎖をやっておったわけですが、新型インフルエンザに関しては、これよりももっと、拡大を防ぐということで厳しいところで閉鎖の基準が設けられてきました。文科省から県の方へおりにきたのは、早

期の段階においては1割ほどということで進めてきたわけですが、現状では愛知県は大変危険地域に入りまして、もうそんな状態ではやっておれない状態でありまして、今委員長から報告があったように柔軟に対応していく。柔軟に対応していくということは、2割から3割というところまでのことでありまして、それぞれの学校が校医等の指示を受けて進めていくというふうになりましたので、承知をしておってください。

それからもう1点の治癒証明書につきましても、昨日、校長会長、それから養護教諭の代表、それから教育委員会で、治癒証明書がなくて治ったよということでは大変不安な面もありますので、その打ち合わせをやりました。どういうふうにするかということ、小学校については、連絡帳等でうまくいくわけですが、中学校はそんなものはありませんので、うやむやになる可能性がありますので、保護者の方からの何月何日からいつまでで治癒しましたというようなものが担任、養護教員に渡るような仕組みに学校全体をしていこうということで話をして、11月から徹底できるのではないかなあというふうに思っております。

それから、10月のいろいろな行事でありましたけれども、町民体育祭、それから小学校の陸上運動会、町のさまざまな行事等で教育委員さんには大変お骨折りをかけました。ありがとうございました。中でも一つ、南小学校の学校訪問につきましても、台風ということで延期になりまして、これにつきましては11月4日、来週になりますが、規模を縮小しまして特に帳簿関係だけの閲覧ということで、午前中日程できちんとしていきたいというふうに思っております。なお、西小学校もあと最後残っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、南小の建設関係につきましても、また後から話があると思いますが、10月6日に特別委員会が開かれて、ほぼ方向性がここで話し合いをなされ、了解を得たというふうに思っております。

それから、大きいことではありますが、中学校の方は西尾張の駅伝でおおよそ50校ぐらいが出場しますが、10位に入って県大会に出場という、そんな活躍ぶりでありました。

それから、就学指導関係につきましても、今週の月曜日、南小学校を最後に無事に終えることができました。

それからもう1点、これは大きな問題ですが、また御意見をいただきたいと思っておりますが、10月9日金曜日、大口町4校のPTAの会長連名で私の方に陳情書が手渡されました。また後で、もしよければ見ていただきたいわけですが、どういう内容かといいますと、簡単に言いますとその趣旨は、中学校の教科センター方式を撤廃し、通常の学校運営に戻してほしいという要望でありました。最初のところに米百俵の精神が書いてありまして、いいこと書いてあるなあと思って見たわけですが、米百俵の精神で陳情書を4名の方が出されたということでありまして、米百俵の精神につきましても、私も大いにそうだなあということで同感をしました。

が、陳情の理由につきましては、教師、生徒、それから学校全体が翻弄されておって、落ちついて授業ができないと。クラスをまとめることが大変困難である、担任の負担が増加している、時間割りの編成等が大変困難であると。それから、公立高校の受験の大惨敗とか、模擬試験で大変成績が悪いとか、あるいはインフルエンザの拡大に対処が不可能ではないかと、そんなようなことが陳情の理由でありまして、特にこれから中学校へ入ってくる親さんの不安が広まっているという内容でありました。そして、そのもとに22名の方のアンケートといたしますか、意見がつけ加えられたものが来ておりまして、主な意見ですと、不登校とか適応障害になってしまうんじゃないかと。それから、落ちついてできない、荒れていると。それから、こんなのは高等学校でも少ないと。あるいは、移動したりして体力的にも参ってしまっているとか、トイレに行く時間もないとか、生徒同士のコミュニケーションがとれないとか、田舎の学校では無理だとか、いろいろありました。しかし、中には肯定的というか、冷静といいますか、もう少し様子を見守りたいとか、教科センター方式で学力が下がったとは考えにくいとか、問題は何かということきちんと整理をして、事実を確認し、原因把握に努めて対策をとるべきだとか、さまざまな御意見をいただいております。これについて、どういうふうに対応していったらいいのかということが問題ではありますが、私自身はこういうふうを考えております。

また後から、ある方から、これはPTAの役員さんですけれども、私は一切知らないですよということも、ある方から直接お話を聞きました。4名のPTAの会長だけが陳情に来たのか、あるいはそれぞれの組織の中の集約をされたものとして陳情されたのかということ一度代表の方に確認をしていきたいなあというふうに思っております。

なお、この陳情書につきましては、議会事務局の方にも提出をされたというふうに聞いております。

それで、教育委員会といいますか、教育長に出されたものでありますので、私の方で今までの新しい学校づくりということについて説明をしていきたいというふうに思っております。基本的には、教科センター方式を現場が一生懸命現時点でやっている段階でありますので、現場の方の見直しについてはやぶさかではないけれども、教育委員会から陳情が来たから変えろと、あるいは見直せというようなことはしませんよという話であります。

どういうことかといいますと、まず平成12年の11月に、明日の学校イメージ創作プロジェクト会議というものが立ち上がっております。その中で、21世紀の学校施設のあり方を研究された報告書が出されました。そこには五つの視点が書かれておりました。その五つの視点といたしますのは、一つは開かれた学校ということ、それから時間とか空間を自由に使える校舎をつくりたい、校舎構造ということ、三つ目に情報技術の進化に対応できる学校、それから四つ目に、環境に配慮した学校、それから五つ目に、安全とかバリアフリーという優しさに配慮した学校

ということでありまして。こういう視点が示されまして、平成15年の3月には大口町立小・中学校再編整備計画案というのがつくられまして、これを通学審議会に出し、そこで検討されて、その後地区懇談会というのが14回持たれまして、ここで地域住民への説明とか意見交換がされまして、平成16年の2月に、新大口町立小・中学校再編整備基本計画が策定をされました。そしてその後に、明日の学校づくりプロジェクトとか、明日の学校づくり検討委員会が設置をされました。そして、このプロジェクトとか検討委員会、そして両者で話し合いがなされた合同ワークショップ、あるいは両中学校の先生たちを中心とした、PTAも含めてであります、五つの部会がつくられて、そしてまた議会の方では、大口中学校建設特別委員会がつくられておりました、そういう幾つかの町民が共同参画をした中で、さまざまな立場の人がかかわりを持ってスタートしたものであります。

教科センター方式というのは、簡単に言えば学校の看板でありまして、大口町の教育改革の旗印だというふうに思います。また、ここには町民の思いが込められた、難しい言葉で言えば理念ではないかなあということを思っておりまして、現時点では大口中学校という現場は、学校あるいは保護者の期待にこたえようとして知恵と汗をかいている、そういう状況でありまして、教科センター方式というこの看板は、決して目の前の生徒を無視していることではないということをPTAの代表の方に説明をして、御理解を願っていかうかなあというふうに思っております。

また御意見がありましたら、ぜひ委員さんのお考えを聞かせていただきたいと思っております。以上です。

○三輪生涯教育部長 大変御苦勞さまでした。

ちょっと私、決裁の方でおくれまして、申しわけありませんでした。

それでは、3番の議事録署名の関係につきましては、委員長をもって進行の方をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(午前 9時54分)

◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長 じゃあ、日程第3から取り回しさせていただきます。

まず、議事録署名者の指名で、私と吉田職務代理者でよろしく願いいたします。

それから日程第4の議題に入る前に、ちょっと11月4日の南小の臨時学校訪問、これは我々は……。

○長屋教育長 臨時のことですし、帳簿閲覧が中心ですので、もし御都合がつけば来ていただきたいですけれども、教育委員さんがようけ足を運んでおりますので申しわけないなあと。

- 吉田職務代理者 特に準備された授業、公開授業ということではないですね。
- 長屋教育長 ないです。もう終わっていますので、授業は。
- 丹羽委員長 前もらいましたでしょう、あれはもうペアになっちゃったわけですね。
- 加木屋学校教育課主幹兼指導主事 基本的には帳簿閲覧のみですので、帳簿の点検のみで指導主事が来て、帳簿の点検をやってそれでよしという。
- 丹羽委員長 こちらはいつものように授業を回ってどうのこうのはしない……。
- 加木屋学校教育課主幹兼指導主事 管理主事だけは、ちょっと先生の様子も見たいということで、廊下をずうっと流れていくだけです。
- 丹羽委員長 はい、わかりました。

◎日程第4 議 題

認定第9号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

- 丹羽委員長 じゃあ日程第4の議題に入りたいと思います。
- きょう1個しかありません。要保護及び準要保護の認定についてですね。事務局、お願いします。
- 近藤学校教育課長 認定第9号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について。
- 別紙の者を平成21年度要保護及び準要保護児童生徒に認定したいので、大口町教育委員会の認定を求める。平成21年10月29日提出、大口町教育委員会教育長。
- 提案理由、この案を提出するのは、大口町就学援助費事務取扱要綱第2条により認定を求めるものであります。
- 1枚お開きください。
- 今回追加で南小学校5年生の案件について認定をよろしく願いいたします。
- 申請理由といたしまして、児童扶養手当の受給ということで、よろしく願いいたします。
- 以上です。
- 丹羽委員長 この認定につきまして、何か質問とかはございませんよね。よろしいですか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 異議ありませんので、認定ということでお願いします。
- 日程第5の協議事項に入る前に一つ質問していいですか。
- 私も勉強不足なんですけど、民主党が2万6,000円出す子供手当が支給されると、これとの関係は何かあるんですか。どうなるんですかね。何か二重取りみたいになっちゃって。
- 鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 児童手当は今5,000円とか、1人に払われていますけど、聞いておる限りでは5,000円の児童手当がなくなって、そのかわりに子供手当という

形で払われるというふうに聞いていますけれども、今5,000円が単純に言えば2万6,000円になるという。

○丹羽委員長 それになって、この要保護、準要保護の金額が減額されるとかあるんですか、見直されるというのは。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 それは聞いていませんので、それとは別だと思えますけれども、あくまでもこういう母子家庭とか所得の低い方を対象にした補助制度です。

○吉田職務代理者 案では変わらないというか、要はもらえる総額が変わらんという案が民主党の案でしょう。

○丹羽委員長 そうすると下がるの。

○吉田職務代理者 実質的に。

上乗せで2万6,000円来るんじゃないじゃなくて、保護や何かをもらっておる人は、その分どっちかで減額をされるという、そうじゃなかったですか。

○丹羽委員 私は、やめてこれがもらえると聞いたような気がしましたけど。

○吉田職務代理者 プラスそのままもらえる。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 だから、単純に言えば児童手当を1人5,000円もらっているやつが2万6,000円という。

○吉田職務代理者 だから、結局5万円に2万6,000円プラスされるわけじゃなくて。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 児童扶養手当とはまた全然別ですので、児童手当というのはほぼ全員の方がもらえる子供手当なんですけれども、児童扶養手当というのは今言った、例えば母子家庭なんかの所得の低い方がもらえる。

○吉田職務代理者 じゃあ5,000円は5,000円、2万6,000円は2万6,000円ですか。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 いや、違うんです。今の児童手当の5,000円が2万6,000円にかわるということですので、今ここで出た母子家庭なんかの所得の低い方に対する児童扶養手当の方は変わらないというふうに聞いておりますけれども。

母子家庭の方は、今の母子家庭でもらっている手当については、基本的にはかわらないということです。一般的に皆さん全員がもらっている子供の方の5,000円が2万6,000円に上がるということですので、お子さんを何人かお持ちの方は結構手当がふえると思います。

○丹羽委員長 要保護、準要保護の給食費はどうなるんですか。給食費免除ですか、対象になると。給食費は給食費で払うの。

○三輪生涯教育部長 こちらで払っています。

○丹羽委員長 その認定を受けた方はですか。

○三輪生涯教育部長 認定を受けた人は行政の方で払うと。ただ、生活保護の場合なんかは仮に

例を挙げると、生活保護とこことは言葉が違います。生活保護というのは教育の方では要保護という言葉を使いますが、それは家族に応じてそれぞれ年代もありますけれども、ばらばらなんです、大体10万そこそこですね。だから、公費の方で全部持ちますので。

○丹羽委員長 認定を受けた方はね。

○三輪生涯教育部長 そうです。

○丹羽委員長 それで、今の2万6,000円は5,000円のかわりだから、町の方から町経由で払われるんですね。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 それを全額国費で持つか、一部町で負担をするかというところでもめているんですよ、今。

○丹羽委員長 支払い経路はどうなんですか。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 今の児童手当の支払い経路と全く同じですね。今、福祉こども課がやっている児童手当の支給のラインに、今5,000円のやつを2万6,000円に置きかえて配りますので、事務的にはそう問題はないです。

○丹羽委員長 大口町の実績として、給食費を払わない御家庭はお見えになるんですか。

○三輪生涯教育部長 多少、1人とか2人は年にありますけど、全部最終的には払ってもらっています。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 ただ、滞納される方はありますので、それはいろいろな理由がありますから、学校の方でいろいろ努力をいただいています。

○丹羽委員長 後期高齢者の医療費で、年金天引きみたいにその5,000円から天引きできないんですか。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター長 趣旨が違いますので、ちょっとそれをやるというのとまた社会的に問題がありますので。

○三輪生涯教育部長 今の町長選の中で、給食費を無料にしていくというような、両方が言っておりますけれども、それはいずれ公約なんでやるだろうと思いますけどね。将来いかなものかなあというふうに我々事務屋サイドは考えます。という理由は、貧民窟になってきた、悪い言葉で言うと。大口だけがやっていますので、全部大口へ入ってくるわけですね、低所得者の。ですから、くちやくちやになってしまう。そうしますと人が入ってくる、学校はふやさないかん、いろんな問題が今度出てくる。これは政治の方がやることなんで、我々はね。

○丹羽委員長 ちょっと余分なことで茶々入れまして、すみません。

◎日程第5 協議事項

○丹羽委員長 日程第5の協議事項に移りたいと思います。

じゃあ、明日の学校づくりについて、まずお願いします。

○近藤学校教育課長 過日10月21日、委員さんの学校訪問のときに一部見ていただいたところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

北小学校につきましては、一昨日、定例の打合せございまして、工程を確かめましたけど、工程表どおり現在進んでおります。内容の方ですけど、増築部分につきましては2階の躯体のコンクリートを打っております。なお、改修の方ですけど、内装に一部取りかかっておりまして、黒板等は小学生向けの低いすでの取り付けを行っております。

次に、西小学校の正門整備工事ですけど、工期を11月の15日、あと2週間ほど残しております。学校訪問のときに見ていただいたように、大きな西門の校門が整備されておりますので、そこに今度また門扉がつかますから、また趣が変わってくるかなあとと思います。また機会がありましたら、視察等していただけたらと思います。

○吉田職務代理者 完成の予定はいつでしたか。

○近藤学校教育課長 11月15日が工期です。また見ていただける機会を設けたいなあと考えております。

それから、先ほど教育長の方から話がありましたように、南小学校の関係について一部御説明させていただきます。

学校用地の購入につきまして、地権者の方の同意を得まして2,929平米の校舎の拡張ができることになりました。それを今回の補正予算で用地購入費6,180万ほどの補正予算を組みまして、11月の半ばごろに地権者の方、並びに代替地、地権者の方が代替地を要望してみえますので、道路を隔てた南側の代替地の方4名と契約を結ぶ予定でおります。

それから、11月27日に臨時議会が行われますので、このときの議案として補正予算を上げさせていただきます。内容につきましては、南小学校の基本設計並びに実施設計に伴います補正予算を上げる予定でございます。設計につきましては、平成21年の12月から来年の10月もしくは11月ごろまで、約1年かけて基本設計並びに実施設計を学校と協議しながらやっていきたいと思っております。なお、それに伴います工事等の大まかな計画ですけど、校舎棟の方を平成22年の12月ごろに着工しまして、平成24年の3月、ですから15ヵ月ほどかけて校舎棟の建築をやりたいなあと考えています。

その後、プール関係になりますけど、プールは翌年の6月から8月まではプールを使っただいで、その後プールを解体し、新しく違う場所でプールの建設を考えております。なお、プールの跡地につきましては、職員用並びに一部保護者向けの駐車場ということで、現在のところ考えております。以降、並行しながら仮校舎棟の解体というのを考えております。まだいつの時点を南小学校の開校とするのかというのは詰めておりませんが、工期的には詳細がわ

かり次第、この会において御報告したいなあと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○丹羽委員長 何か御意見ありますか。協議事項ですので、報告事項ではありませんので、何かありますか。

○服部委員 グラウンドを北側につくるという案があるとか、ちょっと伺ったんですけれども。

○近藤学校教育課長 今、服部委員さんの方から御指摘がありました、既設の校舎の兼ね合いがございます。現在のところ、プレハブの仮設校舎の設置は考えてはおりません。そうなると、用地買収をしまして拡張をした跡地をいかに使うか、なおかつ授業を並行してどう行うかというのが課題になってくるかと思ひます。どうしても今言ひました既設校舎を生かしながら授業を続けるということが前提にありますので、新校舎を南側の用地買収をした用地の上、並びに既設の運動場にかけて、コの字型ぐらいになるかと思ひますけれども、そのような校舎を建てて、最大限南側からの光がとれるように計画をしております。

やはり一番ネックになるのが、既設の校舎をどうするかということがネックになるかなあと。また、講堂も解体というか新しく改築する方向で考えておりますけど、その二つをどう並べるかによって学校の利用形態が変わってくるんじゃないかなあと思ひております。その点につきましては、先ほど言ひましたように設計は私たちで、委員さんの御協力を願ひて先進地等見ていただいて、その上で検討並びに判断していきたいなあと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田職務代理者 知恵を絞っていただいて。

○丹羽委員長 南小の講堂といったら、この間屋根と床を新品にしたばかりですね。

○近藤学校教育課長 14年にたしか耐震化をやったばかりで、この間、担当者が教育事務所の方に協議してくれたんですけど、補助金はくれないよということは言ひてましたので、単独でやっちゃおうかという腹つもりでおります。

○丹羽委員長 壊しちゃうわけですね。ちなみにプールはこの予定にしてみえるんですか。

○近藤学校教育課長 今、案として、それがベストかどうかわかりませんが、岩石園が東門の方にありますが、あのあたりに持っていけたらなあというふうに思ひておりますけど、配置としてあの辺ぐらいかなあと思ひております。

○丹羽委員長 日当たりだけですよね、プールの場合。

○近藤学校教育課長 6月、7月、8月、3ヵ月使うだけなんですけど、日当たり、採光の方だけは考えたいなあと思ひておりますけど。

○丹羽委員長 用地買収は、ちょうど東・西・南に道路がありますね。あれいっぱいいっぱいやるんですか。そう考えればいいですか。

○近藤学校教育課長 そうですね。あの用地いっぱいいっぱいのところを、約2,900平米ほど。

○丹羽委員長 そうすると、きっちり真四角になるわけですね。今ちょっとこんなになっていますけど。

○近藤学校教育課長 変形になっていますけど、真四角になります。

○丹羽委員長 真四角、道路、道路、道路になるわけですね、四面が。

○三輪生涯教育部長 大きな敷地になりますよ。

○丹羽委員長 すごいですね。あの田んぼ結構でかいですもんね。ちょっと湾曲して。

○三輪生涯教育部長 3,000平米だから、大きいですね。

○丹羽委員長 そうすると、でき上がると運動場は前より大分広くなるわけですね。あのプールをほうり込んでも。

○三輪生涯教育部長 学校敷地そのものが2万平米ぐらいまでいきますので、南小の児童・生徒の規模からいくと、小学校ではずば抜けた大きさです。

○丹羽委員長 それと、ちょっとこんな意見言っているかわからんけど、きょうの中日新聞を見ると、今度ある候補が箱物をやめると言っていますけれども、影響は出るんですか。

○近藤学校教育課長 対議会になるのかなあと思うんですけど、議員さんは議長を含め15名、多分この計画については御理解していただいて、全面的に応援していただけるつもりでおります。ただ、箱物をやめるという表現が確かめておりませんので、どの程度のことを言ってみえるのかというのがわからなくて申しわけないんですけど、この計画はこの計画で進む予定でいます。

○丹羽委員長 わかりました。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

いいですね。じゃあ、明日の学校づくりについては閉めさせていただきます。

じゃあ、次の大口町の指定文化財の指定について、説明をお願いします。

○近藤学校教育課長 お手元に(案)として諮問、号、それぞれ番号と日付が空白になったものが行っておるかと思えます。それに基づきまして説明をさせていただきます。

案、諮問第 号、平成21年 月 日、大口町文化財保護審議会会長様、大口町教育委員会委員長。

大口町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく大口町指定文化財の指定について(諮問)。

大口町文化財保護条例(平成19年大口町条例第8号)第4条第4項の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記、竹田一丁目地内にある薬師堂に保管されてきた不動明王立像について、室町時代のもの

と推測され、貴重な歴史的遺産であると思われるが、大口町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、大口町指定有形文化財に指定し、保存に努めるべきと考えるがいかがすべきか。

1枚はねてください。

今回の文化財指定についての経緯の説明書があります。

昨年、資料館を通じ、文化財の元技官で彫刻が御専門の先生に余野神社のこま犬の鑑定をお願いしました。このついでに竹田の薬師堂にも行っていただき、薬師堂内の仏像の名前を教えてください、後日、資料館で仏像の名札をつくって薬師堂の委員の方に差し上げ喜んでいただきました。そのときに鑑定の先生が、「すべて江戸時代以降の作の仏像の中に、一つだけ、この不動明王像だけが古く、室町時代につくられたものと考えられる。町の指定文化財にしてもおかしくない」との御助言をいただきました。その場で鑑定をお願いしたのですが、足元の台座を兼ねた彫刻の飾りが昭和に入ってからのものであり、これと仏像本体を分離しないと鑑定できないと言われました。しかも、指定するなら仏像本体のみでなくてはならないとの御助言もありました。そこで後日、竹田の役員さんの立ち会いのもと、資料館の職員と取り扱いになっている展示業者の2名で分離を試みたところ、何とか分離できることがわかりました。

そこで今回、竹田の役員さんから、指定に向けて同意する旨の書面をいただきましたので、町指定有形文化財の指定を受けるべく、教育委員会定例会において文化財保護審議会に諮問をしてよいか御審議を賜りたく、諮問（案）を提出するものであります。

1枚はねていただきますと、今回の不動明王像の写真を添付させていただきました。高さが約46センチのものであります。

次に、指定同意書といたしまして、竹田組総代から今回の不動明王像の文化財指定についての同意書をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

最後には、町の文化財保護条例の写しを添付させていただきました。以上です。よろしく願いいたします。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

何か御質問ありますか。

この写真は分離した後ですね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 分離していませんね。

○丹羽委員長 していませんか。どこが台座なんですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 一番下のところの足元ですね。

○丹羽委員長 木1枚。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 はい。

○丹羽委員長 この横のもやもやとなっているのは一体なんですね、仏像と。木一枚ですか。

○吉田職務代理者 何かこの柄のついたこういうのがあって、それが台座だけ。

○丹羽委員長 それで、横に何か彫り物がしてあったりね。

それで、これは協議事項なんですけれども、どういうふうに持っていけばいいんですか。今、教育委員会様あてに指定することに同意しますとあって、文化財審議会会長にいかがすべきかといった場合の会長からの回答はどうなんですか。

○近藤学校教育課長 今回このような形で、当然諮問の号数が空白でありますので、号数を入れ、なおかつ21年の多分11月何日になるかと思えますけど、日にちを入れ、それから（案）を消して、委員長の公印を押したものを大口町文化財保護審議会の会長にあてるという作業になるかと思えますけど、それについて御意見をいただきたいというふうになります。

○丹羽委員長 ということですが、おわかりになりましたか。だから、今（案）ですから、きょう文化財に指定して進めてくださいよという話になれば、審議会にこの諮問第何号という号を入れて出されるということですね。そういう協議事項です。

○吉田職務代理者 要は、町としてどれだけ経済的な負担をするということですかね。

○三輪生涯教育部長 経済的じゃなしに、これを有形文化財に指定してもらうのが非常にいいだろうと、物自体が古いから。だから、教育委員会として一度文化財保護審議会の方に協議をしてもらって、本当に大口町の有形文化財に指定することが妥当なのか、そういう先生がそう言われているけど、大口町として必要あるか1回審議してちょうだいと。すると、向こうから諮問の回答が来ます。だから、教育委員会でそれをもって文化財の指定をするかしないかを決めるということですね。

要はこれを大口町の文化財に指定する議論をしてちょうだいということですね、教育委員会の委員長は。

○丹羽委員長 今のこの文から見ると、保全に努めるべきと考えるがと書いてありますから、この保存に努めるべきと考えるよねという同意をとればいいんですね、この中で。

○吉田職務代理者 そんなことを言われてもわからんというのが正直なところですが。

○丹羽委員 これ文化財になったとしたら、薬師堂さんから資料館に持っていくとか……。

○三輪生涯教育部長 持っていかないですね。

○丹羽委員 そこにあるままということですね。

○三輪生涯教育部長 前、余野にこま犬のやつがあったですね。あれも同じようなことで、有形文化財に指定されるとスズメの涙程度の修理費は出ることはありますけれども、今の状況から見ていると、修繕する必要はあまりなさそうですね。ですから、指定をするということになるかと思えます。

○丹羽委員長 じゃあ、鑑定先生もどうだと言ってみえますし、竹田組総代さんも同意をして

みえます。教育委員会として、審議会に諮問してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 協議事項は以上です。

◎日程第6 連絡事項

○丹羽委員長 日程第6、連絡事項ということで、行事予定についてお願いします。

○松井学校教育課長補佐 それでは資料の方をごらんください。

11月と12月の行事予定がお手元にあるかと思います。11月の7、8日とふれあい祭りの方がこの中央公民館近辺で行われます。9日月曜日、事務協の学校訪問で、西小学校ということになっております。15日、芸能発表会が町民会館で行われます。

裏面に参りまして、11月19日、大口町教育研究会が大口中学校の方で行われます。また後ほど御協議を願いたいんですが、26日に教育委員会の定例会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。27日金曜日に臨時議会並びに就学指導委員会が2時から中央公民館の方で行いますので、委員長の方にはすみませんが、御出席をよろしくお願ひいたします。

続きまして、12月に入りまして、12月2日より定例の議会が始まります。9日に文教福祉の常任委員会、14日、15日に一般質問が行われます。

裏面に参りまして、各小・中学校の終業式が22日火曜日、24日木曜日に定例会を予定しております。それで、28日が御用納めという形で予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○丹羽委員長 今の行事予定なんですけど、何か御意見はないですか。それから、11月26日の木曜日はよろしいですか。じゃあ、11月26日の木曜日は予定どおり定例会ということでお願ひします。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 行事予定にも絡みますが、ちょっと確認をさせてください。

先ほども話題になりましたが、11月9日月曜日の大口西小学校の学校訪問ですが、全員出席でよろしいでしょうか。

○丹羽委員長 ちょっとおくれますけど出ます。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 給食の方は御用意させていただくということで、皆さんよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 じゃあ後ほどお1方230円徴収させていただきます。

○吉田職務代理者 集合時間は。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 集合時刻は、大口西小学校は9時20分です。給食が12時20

分から12時50分ごろまでを予定しております。

次ですが、事務協の際に少し話題があって、確認をしてくれということをお願いします。

11月11日水曜日に犬山市立楽田小学校、11月20日金曜日に岩倉市立曾野小学校で管内の研究発表会が行われます。その出欠を確認をして、来週早々に事務の担当の方に送らなくてはならないものですから、今わかれば教えていただいて、今わからなければまた。

○吉田職務代理者 両方欠席です。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 吉田職務代理さんは両方欠席で。

○丹羽委員 欠席で。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 どうしてもということではございませんので、町内のじゃないので。そんなことを言うと怒られますけど。

○丹羽委員長 でも、大口中学校の研究発表会は、19日の。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 これは町の単独のもので、今の楽田小と曾野小は管内全部のやつですので、去年西小学校がやって、皆さん来ていただいたやつです。

どうされますか。いいですよ、遠慮なさらずに。

○服部委員 はっきり申し上げちゃってよろしいんでしょうか。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 欠、欠、欠、欠。

その件は以上ですが、もう1点、協議まではまだ入れないんですけど、平成22年度の全国学力テストの件なんですけど、まだ正式には何も言ってきていないんですけど、予備調査みたいなので、大抵抽出で、抽出に当たらないところは希望制というような話が出ているんですけど、そうすると向こうも予算組みがあるので、あらかじめどんな様子か、希望があるかないかを聞いてきているのです。学校の方にもやっぱり状況を聞かないとわからないんですけども、町教委として、もし希望でやっていくということであって、抽出で当たらないということになれば、参加していくのであれば、4校しかないの、1校だけ参加するとかはまたおかしな話なので、参加するなら全部参加すると。参加しないのなら全部参加しないよと。また何年後にもし機会があればやってみようとか、いろいろ形はあると思うんですけど、どんなもんですかね。

○丹羽委員長 これに関しては、結果のいろんなデータが、ざっくりいつも見せていただけて、結構細かいのはマル秘事項となっていますので、我々がそれを今時系列に見ても、これで何年やられたのですか、2年ですか。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 3年ですね。

○丹羽委員長 3年で時系列で見て、データでもっていろんな学校経営、学校教育の方針を立てるにも有効だなあとということが、ちょっと私はあんまりよくわからないものですから、反対に

4校の校長先生か何かで、加木屋先生の方で聞いていただいて、それぞれの校長先生の意向で、うちはやらない、おれはやりたいというんじゃないくて、4校合同としてやるのかやらないのか。やっぱり現場の長の方に聞いていただかないと、町教委として、教育委員の総意はやれと言っているというのでは、非常に根拠もないものですから、じゃあ何でやれと言っておるのだということになるものですから、その方が、教育長じゃなくて、私の委員としての意見はそうなんですけど、どうですか。

○吉田職務代理者 私はやるべきだと思います。

○丹羽委員 私もこの間見せていただいて、ちょっと大口中学校のことも気になるので、やってみるのがいいのかなあと思ったりもする。ああいうふうにきちんと細かく出てきて、学校経営の方に反映されるというお話を聞いたので、やってもいいかなあと思いますね。

○服部委員 やはり現場の先生たちのお声というのもすごい大切だと思いますけれど、一親として、私個人的にはやってもらいたいなあという気持ちですね。

○丹羽委員長 長屋先生は。

○長屋教育長 私は、ちょうど3年前の6年生からやり出したんです。そのときの資料は残っているはずですが、それが、そのときの状況と、3年たって中学校3年生のときが全国的に見てどんな程度になっているのかなあということで、その価値というはあるかなあという感じはしますが、あくまでも現場の校長の考え方を重視して進めたいなあというふうに個人的には思います。

○丹羽委員長 では、今もやった方がいいと個人では言われるのですけれども、町教委としては、大多数がやった方がいいよという意見でしたということではいかがでしょうか。やれというんじゃないくて。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 今のお話で、やった方がいいのではないかという御意見が多いけれどもということで、また学校の方は学校の方で考えがあると思いますので、それのみじゃなくて、また学校経営の関係もあるものですから、一度そちらの意見の方もこちらの方で集約した上で、どうしていくかということは今後ちょっと話し合っていくということではよろしいですか。この時点ではここで決めちゃうことではないので。

○丹羽委員長 意向としては、そうお伝えください。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 わかりました。ありがとうございました。以上です。

◎日程第7 その他

○丹羽委員長 じゃあ、その他ありますか。

○長屋教育長 言い忘れておったことも含めてお願いします。

まずは、31日に大口中学校の教育講演会ということで、義家弘介氏を招いての会を予定しておりましたが、大変インフルエンザの拡大が懸念されますので、教育講演会については中止という方向で話を聞きましたので、よろしくをお願いします。

それから先ほど言いました、きょうPTAの代表の方に来ていただいて確認云々につきましては、今選挙なんかもあつたりして微妙な時期でありますので、終わってからというふうに承知をしておってください。

○丹羽委員長 それと、これが終わってから、今の陳情書の、この間事務協の後に吉田委員と私は見たんですけど、見られましたか。ちょっと終わってから教育長室で目を通していただけますか。

これでその他はないですね。

私はいかがなものかというのを一言だけ言いたいのですけれども、きょうの近郊版のところに、ある候補の方が教科センター方式の見直しということを文字できちっと文章化してみえましたが、何かそういうことを首長候補の方に言われるのは、ちょっと遺憾なものだなあと私は思うんですけど、という問題というだけですけど。

○三輪生涯教育部長 両方書いている。余野も書いていれば、下小口も書いています。ただ、教育関係に政治が関与するというのは、これは昔の帝国主義の扇動をあおるような形ではないんですが、それと同じような形になる。

○吉田職務代理者 できないでしょう、法律的に。

○三輪生涯教育部長 教育法の中には、学校が政治団体に関与しちゃいかんと言っておるんですね。裏を返せば、学校が政治にかかわっちゃいかんなら、政治も学校にかかわっちゃいかんという裏腹はあるわけですけど、表面には教育法ですので、政治の方の言葉は載せていないですが、好ましいことではないだろうと。ぜひとも11月1日の判断はそのあたりを、皆さんの清き一票を投じていただければというふうに思います。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 学校の現場サイドからすると、教科センター方式というのはあくまで学校経営の手法であるので、幾ら箱がそうなおるというものの、採用するかせんかというのは、やっぱり最終的には校長がどうやって経営していくかなので、その手法に対してどうこう言われるというのは、ちょっと現場としては非常に困るし、それこそ本当にいかがなものかというのは、学校の立場としてはすごく思っているというところがあります。

○吉田職務代理者 言うことは別にどれだけ言ってもらってもいいけど、実際はできないということだね。

○加木屋学校教育課主幹兼指導主事 そうですね。それをやられると、じゃあだれが責任者なのかということになりますし。

○丹羽委員長　じゃあ、ごさいませんね。

10月の定例会議、全部終了しましたので終わらせていただきます。御苦労さまでした。

(午前10時34分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員